

関市農業委員会総会議事録

場所：わかくさ・プラザ 総合福祉会館3階 3-1, 2会議室

○議事日程

平成24年4月6日（金曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格者証明について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (8) 議案第7号 関市平賀第一土地区画整理組合設立に伴う事業計画変更について
- (9) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○議事日程追加

- (1) 議案第8号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）

○出席委員（35名）

1番 内藤 雅夫 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君	8番 大澤 慶一 君
9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君
12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君
15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君
18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君
27番 林 修美 君	28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君
30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君	32番 道家 守 君
33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君
36番 太田 博勝 君		

○欠席委員（1名）

2番 大竹 誠 君 5番 小川 亮二 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君
農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君
農業委員会事務局係長	津谷 和子 君
農業委員会事務局主査	古田 考幸 君
農業委員会事務局書記	河村 茂範 君
板取事務所産業建設係主任主査	長屋 一也 君

武芸川事務所産業建設係主任主査	永井	治美	君
武儀事務所産業建設係課長補佐	川島	友教	君
上之保事務所産業建設係主事	加藤	恵子	君
洞戸事務所産業建設係主任主査	河村	茂	君
都市整備課区画整理室長	西部	成敏	君
都市整備課主任主査	山田	隆司	君

午前10時00分 開会

○議長（深川俊朗君） 桜も今か今かと待っておりますが、なかなか咲かない状況でございます。そんな中で、4月は市の定期の異動がありまして、後ほど玉田課長より説明していただきます。昨今の農業情勢はTPPの問題を初めとしまして、個別所得補償制度の見直し等がうたわれておりますが、本当に皆様方には、地域の農業をどう進めていこうかと非常に頭を悩ませていることと思います。そんな中で実は、農業委員会といたしましても、平成23年度の農業委員会活動の結果報告案と、平成24年度の農業委員会の活動計画案につきましては、後ほど追加議案のほうで審議いたしまして、皆様にご承認していただきたいと思っております。

ここで、新しく部長になられました坂井部長さんにお越しいただいておりますので、最初にご挨拶を承りたいと思っております。

○経済部長（坂井一弘君） 皆様、あらためましておはようございます。ただ今ご紹介いただきました坂井でございます。皆様方にはいろいろお世話になるとは思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

昨年3つの農業委員会が統合されたということで、皆様方にはその第一期としてご活躍をいただいております。また同時に、農政推進委員にもなっております。地域の農業情勢に御尽力を賜っておることを、心から感謝を申し上げます。我が国の食と農林業の再生のための基本方針というものが、平成23年10月に出たとうかがっております。関市においても新たな国の事業であります人・農地プランを作成しながら、今後、新規就農者の育成、あるいは農地の集積といったものも取り組みながら農業の振興と活性化を図ってまいりたいと考えております。そういった中で、農業委員の皆様方には地域の農業の振興の中心となる立場として活躍を頂くわけですが、今後とも行政と一体となりまして関市の農業の発展のために御支援をいただくお願いを申しあげまして、わたくしの挨拶にかえさせていただきます。

○事務局長（玉田和久君）おはようございます。今年度もよろしくお願いいたします。4月に職員異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

（職員紹介）

農業委員会事務局がんばってやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（深川俊朗君）ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。本日は、2番大竹誠委員、5番小川亮二委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

21番 土屋尊史委員、22番 土屋顯弘委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は、東田原地内、大通禅寺の南400mほどに位置する農振農用地の田、2,446㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大をしたいというものです。譲渡人は、耕作に困っ

ており農業経営を縮小したいというものです。

3月19日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、高木機工棚の東100mほどに位置する農振農用地の畑859㎡です。

申請人は親子で、譲渡人は高齢となり、譲渡人である息子夫婦へ農業経営を移譲したいというものです。営農計画書の添付がされています。

3月19日に現地確認をし、農地性有り確認しました。3番、4番、5番の案件と同時許可案件です。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は、下有知地内、長良観光バス観光センターの西120mほどに位置する農振農用地の田77㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、父親から引き継いだ農業経営の拡大をしたいというものです。譲渡人は、高齢のために耕作に困っており農業経営を縮小したいというものです。

3月19日に現地確認をし、農地性有り確認しました。2番、4番、5番の案件と同時許可案件です。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、下有知地内、長良観光バス観光センターの西120mほどに位置する農振農用地の隣接する田が2筆、下有知地内、古田牧場の南100mほどに位置する田、計3筆、847㎡です。

申請人は親子で、貸付人は高齢となり、借受人である子へ農業経営を移譲したいというものです。

3月19日に現地確認をし、農地性有り確認しました。

使用貸借の期間は、10年間としています。2番、3番、5番の案件と同時許可案件です。

続いて、5番の案件は、位置図は5ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は、下有知地内、長良観光バス観光センターの東50mほどに位置する農振農用地の田が3筆、計3,280㎡です。

借受人は、申請地を借り受け、父親から引き継いだ農業経営の拡大をしたいというものです。貸付人は、本業が忙しく耕作に困っており農業経営を縮小したいというもの。

3月19日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

賃貸借の期間は、5年間としています。2番、3番、4番の案件と同時許可案件です。

続いて、6番の案件は、位置図は6ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町小知野地内、(有)武芸川化成の北東80mほどに位置する田、畑、計6筆、963㎡です。

譲受人は、果樹栽培に適した申請地を譲り受けたいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡して、交換となる農地を取得するものです。交換による土地については前回の総会にて審議され、既に許可されています。

3月19日に現地確認をし、田または畑で農地性有り確認しました。

続いて、7番の案件は、位置図は7ページになります。

所有権移転で、申請地は、洞戸大野地内、下洞戸活性化センターの西200mほどに位置する、農振農用地の畑、1,328㎡です。

譲受人は、実家に近い申請地を譲り受け、農業経営の拡大をしたいというものです。譲渡人は、申請地から住まいが遠く、農業経営を営むことがむずかしく管理にも困っていたため、譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、畑で農地性有りを確認しました。

続いて、8番の案件は、位置図は8ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町谷口地内、(有)長井シェル技研の南に位置する田、3,041㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大をしたいというものです。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、農地の管理にも困っていたため、譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、田で農地性有りを確認しました。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの1件、賃貸借権の設定に関するもの1件の計8件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○4番（栗倉秀夫君） 1番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 2番、3番、4番、5番について異議ありません。

○24番（相宮千秋君） 6番について異議ありません。

○27番（林修美君） 同じく7番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 8番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○7番（加藤 徹君） 2番、4番、5番の山田さんは親子ということによろしかったんですか。

○10番（天野邦男君） 2番、4番の山田さんは親子で、5番の山田さんは親戚です。

○議長（深川俊朗君） それでは、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の8件を原案のとおり許可することといたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は9ページになります。

申請地は、迫間地内、ヤマト運輸(株)のすぐ南に位置する農振農用地の田568㎡です。申請地は、田として耕作することが困難であるため、一時転用による農地の嵩上げを行い畑地として耕作したいというものです。

3月19日に現地確認をし、原野の状況であったため、始末書の添付があります。

一時転用の期間は、許可日から平成25年11月30日までとしています。2番の案件と同時許可案件です。

続いて、2番の案件は、位置図は10ページになります。

申請地は、迫間地内、ヤマト運輸(株)のすぐ南に位置する農振農用地の田455㎡です。申請地は、田として耕作することが困難であるため、一時転用による農地の嵩上げを行い畑地として耕作した

いというものです。

3月19日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

一時転用の期間は、許可日から平成25年11月30日までとしています。1番の案件と同時許可案件です。

以上2件について、ご審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きするところですが、担当委員が欠席ですので、事務局のほうで確認をとっていただきまして、本人が意見なしということでしたら認めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の2件を担当委員の5番 小川亮二委員に確認をいたしまして、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は11ページになります。

所有権移転で、申請地は、平賀二丁目地内、平賀公民センターの西100mほどに位置する、市道沿いの畑、609㎡のうち231.41㎡です。地積測量図の添付が有ります。

譲受人は、自己のための住宅を建築したいというものです。譲渡人は、農地として維持することが困難なため、農業経営を縮小したいというものです。

3月19日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は12ページになります。

所有権移転で、申請地は、東山地内、長村医院の南東50mほどに位置する市道沿いの畑、2,619㎡です。関市開発指導要綱により協議中です。昨年、4月、10月と総会にて協議された案件ですが、いずれも計画の変更により取り下げし再度、申請するものです。

譲受人は、不動産業の会社で、申請地を譲り受けて、宅地分譲をしたいというものです。譲渡人は、多忙で労働力不足のため農地として管理していくことができず、譲受人の申し出に応じたものです。

3月19日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は13ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、東新町三丁目地内、セキクック関給食センター協同組合の西に位置する、市道沿いの田、413㎡です。

申請人は義理の親子で、借受人である子の夫は、現在、借家住まいで住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというものです。貸付人である妻の父は、子の夫の申し出に応じ、

申請地を貸し付けるものです。

3月19日に現地確認をし、農地性ありと確認しました。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

使用貸借の期間は、20年間としています。

続いて、4番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転で、申請地は、東新町五丁目地内、(株)フレッシュールの南西200mほどに位置する、市道沿いの田、109㎡です。

譲受人は、申請地に接する子の住宅に同居することになり、趣味の園芸用敷地として申請地をこの用に供したいというものです。譲渡人は、会社勤めが忙しく農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、5番の案件は、位置図は15ページになります。

所有権移転で、申請地は、東田原地内、エア・ウォーター・ゾル(株)の東300mほどに位置する、市道沿いの田、599㎡です。

譲受人は、現在、四季ノ台に居住しているが、住居が手狭になったため、申請地を譲り受けて自己のための住宅を建築したいというものです。譲渡人は、申請地を農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、6番の案件については、申請者の理由により平成24年4月7日に取り下げされました。

続いて、7番の案件は、位置図は17ページになります。

所有権移転で、申請地は、迫間地内、大雲禅寺の南西200mほどに位置する、市道沿いの畑、1,251㎡のうち330.58㎡です。地積測量図の添付が有ります。

譲受人は、申請地の東側で金属加工業を営んでいるが、倉庫、駐車場と資材置場が不足しているため、申請地を譲り受け、その用に供したいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じたものです。

3月19日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため、第2種農地と判断されます。

続いて、8番の案件は、位置図は18ページになります。

所有権移転で、申請地は、東本郷通二丁目地内、吉野公園のすぐ北に位置する、市道沿いの田、461㎡のうち203.38㎡です。地積測量図の添付が有ります。

譲受人は、現在、吉野町に居住しているが、住居が手狭になったため、申請地を譲り受けて自己のための住宅を建築したいというものです。譲渡人は、申請地を農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、9番の案件は、位置図は19ページになります。

所有権移転で、申請地は、東本郷通二丁目地内、吉野公園のすぐ北に位置する、市道沿いの田、461㎡のうち257.67㎡です。地積測量図の添付があります。

譲受人は、現在、武芸川町跡部に居住しているが、住居が手狭になったため、申請地を譲り受けて自己のための住宅を建築したいというものです。譲渡人は、申請地を農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、10番の案件は、位置図は20ページになります。

所有権移転で、申請地は、戸田地内、トヨタカローラ岐阜(株)トータルサポートセンターの南東200mほどに位置する、市道沿いの登記簿地目が山林で、現況地目が畑、189㎡です。

譲受人は、新たに農業経営のため譲渡人より農地を譲り受けたが、農機具の収納する倉庫を建築したいというものです。譲渡人は、申請地を農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、11番の案件は、位置図は21ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、側島地内、保戸島公民センターの北東100mほどに位置する、一体利用地を介して市道に接する畑、144㎡です。

申請人は親子で、借受人である息子は、同居するため申請地を借り受けて、住宅を建築したいというものです。貸付人である父は、息子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

3月19日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

使用貸借の期間は、30年間としています。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、12番の案件は、位置図は22ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬長池町地内、三洋堂書店の南100mほどに位置する市道沿いの畑、299㎡です。

譲受人は、現在、借家住まいであり、申請地を譲り受けて自己のための住宅を建築したいというものです。譲渡人は、申請地を農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、用途地域内のため、農地区分は第3種農地と判断しています。

続いて、13番の案件は、位置図は23ページになります。

所有権移転で、申請地は小瀬長池町地内、ハラ接骨院駐車場のすぐ西に位置する市道沿いの畑、322㎡です。

譲受人は、現在、借家住まいで住居が手狭になったため、申請地を譲り受けて自己のための住宅を建築したいというものです。譲渡人は、申請地を農地として維持することが困難なため、譲受人

の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、用途地域内のため、農地区分は第3種農地と判断しています。

続いて、14番の案件は、位置図は24ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、小瀬地内、ワークマン関店の北西100mほどに位置する市道に接する畑、343㎡です。

申請人は親子で、借受人である息子は、自宅に接する申請地を借り受けて、車庫、倉庫を建築したいというものです。貸付人は、息子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

3月19日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

使用貸借の期間は、30年間としています。

なお、農地の区分は、公共、公益的施設の整備状況から、500m以内に施設が2カ所あるため、第3種農地と判断されます。

続いて、15番の案件は、位置図は25ページになります。

所有権移転で、申請地は上白金地内、昭和シェル石油白金S.Sの南西100mほどに位置する市道沿いの畑、190㎡です。

譲受人は、現在、借家住まいで住居が手狭になったため、申請地を譲り受けて自己のための住宅を建築したいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡して対価を生活資金、借入金の返済に充当するものです。

3月19日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、16番の案件は、位置図は26ページになります。

所有権移転で、申請地は上白金地内、昭和シェル石油白金S.Sの南西100mほどに位置する市道沿いの畑、198㎡です。

譲受人は、妻の実家に近い、申請地を譲り受けて自己のための住宅を建築したいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡して対価を生活資金、借入金の返済に充当するものです。

3月19日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

続いて、17番の案件は、位置図は27ページになります。

所有権移転で、申請地は下之保地内、東明金属(株)武儀工場の南西100mほどに位置する市道沿いの畑、824㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受けて自己のための住宅を建築したいというものです。譲渡人は、申請地を農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため、第2種農地と判断されます。

続いて、18番の案件は、位置図は28ページになります。

所有権移転で、申請地は富之保地内、武儀生涯学習センターのすぐ南に位置する畑、181㎡です。

譲受人は、家業の工務店で神事に使用する榊を植林したいというものです。譲渡人は、申請地を農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、公共、公益的施設の整備状況から、500m以内に施設が2カ所あるため、第3種農地と判断されます。

続いて、19番の案件は、位置図は29ページになります。

所有権移転で、申請地は武芸川町八幡地内、喫茶店バルーンの南西に位置する田、33㎡です。

譲受人は、近隣で老人介護施設を経営しており、申請地を譲り受けて施設の駐車場として利用したいというものです。譲渡人は、申請地を農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すものです。

3月19日に現地確認をし、原野の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため、第2種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの15件、使用貸借権の設定に関するもの4件の、計19件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番、2番、3番、4番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 5番、6番について異議はありません。

○議長（深川俊朗君） 7番については事務局のほうで担当委員の5番 小川亮二委員に確認をいたします。

○11番（兼村正美君） 8番、9番について異議ありません。

○13番（篠田権三君） 10番、11番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 12番、13番、14番について異議ありません。

○17番（足立孝弘君） 15番、16番について異議ありません。

○20番（鈴木和道君） 17番について異議ありません。

○22番（土屋顯弘君） 18番について異議ありません。

○24番（相宮千秋君） 19番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の19件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は32ページになります。

所有権移転で、申請地は、塔ノ洞地内、関中池ゴルフクラブの北西300mほどに位置する、田、1,296㎡です。

当初事業計画者は、平成23年1月より一時転用により農地の嵩上げをおこなっていましたが、耕作土の搬入が予定より不足しており、工期を7月末まで延期することとしたものです。

3月19日に現地確認をし、事業の途中で雑種地の状況でありました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○12番（石木治男君） 1番について異議ありません。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は、30ページになります。

申請地は、下有知地内、三菱自動車販売関店の70mほど北に位置する、市道の拡幅用地沿いの田、520㎡です。

申請人は、郡上市で建築業を営んでおり、美濃市以南の事業の拠点として、申請地を譲り受けて資材置場として利用したいという理由から、競売地を取得したいというものです。

競売の入札期間は、平成24年5月8日から5月15日までです。

3月19日に現地確認をし、雑種地の状況でした。

なお、農地の区分は、申請地から300m以内に鉄道の駅（関市役所前駅）があるため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は、31ページになります。

申請地は、下有知地内、三菱自動車販売関店の70mほど北に位置する、市道の拡幅用地沿いの田、520㎡です。

申請人は、不動産業を営んでおり、申請地は市役所から近く、住宅の需要が見込まれるため、申請地を譲り受けて分譲住宅2棟を整備したいという理由から、競売地を取得したいというものです。

競売の入札期間は、平成24年5月8日から5月15日までです。

3月19日に現地確認をし、雑種地の状況でした。

なお、農地の区分は、申請地から300m以内に鉄道の駅（関市役所前駅）があるため、第3種農地と判断されます。

以上、2件につき、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの68件、使用貸借権の設定に関するもの12件の、計79件について、承認を求められています。63件が再設定で、16件が新規で農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が35筆、38, 105㎡。畑が76筆、104, 767㎡。合計111筆、142, 872㎡です。

地区は、西田原、大杉、東田原、下有知、武芸川町（宇多院、跡部、八幡）の7地区です。

設定を受ける者は、(有)ふる里農園美の関外3人です。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号を原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号 関市平賀第一土地区画整理組合設立に伴う事業計画に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

（1番 内藤雅夫君、関連議案のため退席）

○事務局主査（古田考幸君） 議案第7号 土地区画整理組合設立に伴う事業計画について、平賀第一土地区画整理組合設立認可申請者代表から意見を求められたものです。

本日は、市役所内担当課の都市整備課職員から説明をいたします。

○都市整備課区画整理室長（西部成敏君） 都市整備課土地区画整理担当の西部といたします。よろしくお願ひします。お手元資料に基づいて説明させていただきます。

まず、最初に地区の現況を説明させていただきます。

資料の概要を一枚めくって位置図をご覧ください。本地区は、赤線で囲った場所で、関市役所より南東約2.4km、長良川鉄道越美南線関富岡駅の北側約800mに位置し、市立富岡小学校及び富岡保育園西側に隣接した面積約11.45haの地区であります。

地区南側には、主要地方道関金山線がとおり、東海北陸自動車道関 IC まで約 5 km、東海環状自動車道富加関 IC まで約 4 km と広域交通アクセスに恵まれた位置にあります。

また、本地区は緑の線で囲った昭和 58 年 3 月 29 日（岐阜県告示第 280 号）に 49 ha で土地区画整理事業（平賀土地区画整理事業）の都市計画決定がなされた区域の中にあります。今回はこの区域を第 1 から第 4 ブロックに分け、第 1 ブロックについて実施することになりました。土地区画整理事業の目的でございます。

本地区は、中心市街地に近く周辺の都市計画道路の整備に伴い、無秩序な市街化が急速に進行する恐れがあり、良好な市街地整備が早急に求められています。

このため、土地区画整理事業を実施することにより、公共施設の整備・改善を行い、宅地のスプロール化を防止するとともに、良好な住環境を有する健全な市街地を形成することを目的とします。なお、地区内の水路には環境省や岐阜県で指定された絶滅危惧種の二枚貝が生息するので、その環境保全と魅力ある住環境を両立した市街地整備を目指します。

農業の現況でございますが、次の農地箇所図をごらんください。

本地区面積全体の約 77% が農地利用です。地区全体を通して平らな地形であるため、その大半が水田利用となっており、一部畑として利用されています。また、地区内にある農業用水は、地区西部にある日ノ出排水路に流れていますが、断面が不足しているため、豪雨時には周辺への流出もあります。

それらをうけて、土地区画整理事業により社会基盤の整備を行うことで、必要な用水量を確保すると同時に、排水路の確保をおこないます。また、地区外部への受益については、土地区画整理事業実施に係わらず影響を与えないように、現況機能を維持します。

次のページをご覧ください。土地の種目別施行前後対照表でございます。

最初の公共用地でございますが、全体で 7,354.98 m² 約 6.42% であったものが、区画整理後は、33,193.65 m² 約 29% となります。

地区内農地は、田 74,139.22 m² と畑 14,541.97 m² で 128 筆でございます。区画整理後は宅地全体で 67,606.35 m² 59.04% となります。

事業概要について説明します。最後のページをごらんください。

（関市平賀第一土地区画整理事業の概要の説明）

ご審議宜しくお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） それでは、ご意見、質疑のある方はございませんか。

○36 番（太田博勝君） 図面の南北に走っている道路は、都市計画道路に定まっている道路ですか。

○都市整備課区画整理室長（西部成敏君） 都市計画道路に定まっている東本郷鋳物師屋線です。

○26 番（野村 茂君） 保留地とはなんですか。

○都市整備課区画整理室長（西部成敏君） 土地区画整理事業というのは、施行区域内の地権者から提供された土地を売却することによって工事費をまかさないです。その売却予定の土地を保留地といいます。

○議長（深川俊朗君） 質疑もないようですので、これより採決いたします。原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 7 号を原案のとおり承認することといたします。

(1番 内藤雅夫君、入席)

(都市整備課区画整理室長 西部成敏君、都市整備課主任主査 山田隆司君、退席)

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査(古田考幸君) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明させていただきます。

1番から52番の案件は、借人が(有)ふる里農園美の関で、農振農用地内、外の田、畑を合わせて178筆です。面積は95,748.82㎡です。

合意解約日は、平成24年3月16日で、土地引渡日も、平成24年3月16日です。

以上、合意解約につきまして、報告いたします。

○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、報告第1号については報告案件ですのでよろしくお願いたします。

○議長(深川俊朗君) 最後に、追加議案 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(渡辺 悟君) お手元の資料「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について説明させていただきます。

昨年度の農業委員会の活動について、事業を終えての点検・評価を行い、その結果により見直しを行いまして、今年度の活動を計画するものです。

別紙様式1「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきまして、1ページからは、法令事務に関する点検として、総会開催の周知状況、議事録の公表、農地法、農地転用、総会での審議等についての点検項目と実施状況について。6ページからは、法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価、8ページからは、促進等事務に関する評価として、認定農業者担い手の育成についての現状課題、目標達成に向けた活動、これら各項目についての地域の農業者からの意見を集約し記入する内容となっております。

次に別紙様式2「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」につきまして、1ページには法令事務(遊休農地に関する措置)、2ページからは、認定農業者担い手の育成について、それぞれ現状・課題・目標・活動計画等について掲載し、地域の農業者からの意見を集約し記入する内容となっております。

この案を関市のホームページに1カ月掲載し、市民からもご意見をいただき、計画に反映させたいと考えております。以上で説明とさせていただきます。

○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、ご意見、質疑のある方はございませんか。

○7番(加藤 徹君) 去年説明があった遊休農地の調査の中間発表について詳しい説明がされなかったもので、詳しい説明をお願いします。

○事務局主査(古田考幸君) これから所有者に対して文章等で通知をしなければいけないのですが、現在内容について県との調整中です。

○14番（村井雅之君） これから総会等を武儀、上之保、武芸川、洞戸、板取で行う計画はありますか。

○議長（深川俊朗君） 一年に1回は統合前の地区の会場で総会を行って、みんなで現場を見て勉強をしたいと思っております。

○14番（村井 雅之君） 耕作放棄地解消の改善策は何かありますか。

○事務局主査（古田考幸君） 改善策ではありませんが、国の事業で耕作放棄地再生利用緊急対策というのがありまして、耕作放棄地に利用権設定をした引き受け手が対象となります。

平成24年度ですと、今のところ洞戸で大きい事業が1つ、武芸川で1つ計画がございます。板取でも1つ話を聞いておりますので、これから進んでいくと思います。

また、農地の利用権設定を推進し、耕作放棄がされないように対策を進めていきます。国の事業ですとこれぐらいしかありませんので、何かいい案がございましたらご提案ください。

○21番（土屋尊史君） 住んでいるところから離れた地域で農地を借りるときに、農業用水の利用に関して地域の協力が得られない場合があり、行政の調整をお願いしたい。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） 具体的な場所、事例がございましたら、市まで言っていただきまして、調整できることでしたら調整したいと思えます。

○議長（深川俊朗君） 以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） さきほどご承認いただきました追加議案につきましては、一か月のパブリックコメントを実施させていただきたいと思えます。委員のみなさまからもご意見がありましたら、事務局までご連絡いただければと思えます。本件につきましては6月7日の関市農業委員会の総会でパブリックコメントの結果等を踏まえた案をお諮りし、承認いただければ県に提出したいと思えます。

次回の総会は5月7日午後4時からの予定です。また、4月の主な行事予定は、4月16日が転用申請等受付締切日で、4月17日、18日が転用申請等現地確認日で、4月27日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前11時25分 閉会